

事務連絡
令和3年5月17日

各位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

第64回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域に、北海道、岡山県及び広島県を追加するとともに(期間:5/16-5/31)、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、群馬県、石川県及び熊本県を追加しました(期間:5/16-6/13)。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更しました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1~4のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれては、別添について着実に実施して頂くとともに、傘下会員に対しても、周知をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス緊急事態宣言等について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更」

(別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」

(別添1別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年5月14日変更)

(別添1別紙4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(新旧対

照表)

- (別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」
- (別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- (別添4) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「令和3年5月14日付け事務連絡『基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』の補足について」

